

本規程の内容については、2026年6月17日開催の学校法人福岡女学院第322回理事会にて
変更がない旨確認済である。

○福岡女学院役員及び評議員の報酬等に関する規程

[理事会事項]

2007（平19）年11月10日制定

最終改正 2025（令和7）年3月21日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人福岡女学院（以下「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について、学校法人福岡女学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第58条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、週3日以上勤務することが常態である役員（第3号の理事を除く。）をいう。
- (3) 教職員理事とは、本学院の教職員（院長及び学校長並びに事務局長を含む。）として給与規則等に基づき支給する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号に該当しない役員をいう。
- (5) 学内評議員とは、本法人の専任及び契約の教職員（学校長を含む。）として、給与を受給している評議員をいう。
- (6) 学外評議員とは、第5号に該当しない評議員をいう。
- (7) 報酬等とは、役員及び評議員への報酬、日当、職務手当、退任慰労金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。役員の報酬等には、給与規則及び退職手当支給規則その他これらに基づいて支給されるものを含まない。
- (8) 費用とは、役員及び評議員としての職務遂行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊料等）及び手数料等の必要経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員に対して次の報酬等を支給する。

区分	支給する報酬等の種類
----	------------

役員	常勤	報酬、職務手当、諸手当、費用、退任慰労金
	非常勤	報酬、費用、退任慰労金
評議員（学内及び学外）		日当、費用、退任慰労金

2 前項に定める役員及び評議員に支給する報酬等の算定基準は、別表1のとおりとする。

3 教職員理事のうち、学校長への支給については、給与規則及び退職手当支給規則等に定める。

（交通費）

第4条 非常勤役員及び学外評議員に対しては、会議出席の都度、別に定める交通費算定基準により交通費を支給する。

（計算の特例）

第5条 教職員が引き続き役員に就任し、退任する場合の退職金及び退任慰労金の算定は、次の各号を合算し、支給する。

(1) 教職員の在職期間 退職手当支給規則

(2) 役員の内任期間 役員及び評議員報酬等に関する規程

2 期の途中における就任、退任又は辞任の場合の退任慰労金の算定は、その就退任の日の属する月を基礎として月割りにより計算する。この場合、千円未満は四捨五入する。

3 特別な事情がある場合、理事会の決議を経て、退任慰労金を支給しないことができる。

（諸手当）

第6条 第2条第2号に定める常勤役員に支給する諸手当とは、給与規則第2条に定める手当のうち、扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当、年度末一時金をいう。

2 職務手当は、別表2のとおりとする。他の職位を兼務する場合の職務手当については、理事会が決定する。

（報酬等からの控除）

第7条 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき額及び本人からの申し出のあった積立金等を控除して支給する。

（費用）

第8条 役員及び学外評議員が、本法人の業務のために出張する場合は、旅費規程に準用し、旅費及び日当を支給する。職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支弁する。

2 日当及び宿泊料については、次のとおりとする。

(1) 日当は、旅費規程第12条第2項に定めるA群の金額4,500円に、5,500円を加算する。

(2) 宿泊料は、特別の事情があるときは、旅費規程第13条第1項に定めるA群の金額13,000円に、10,000円を上限に加算することができる。

(報酬等の支払)

第9条 役員及び学内評議員に対する報酬等の支払日は、給与規則第4条を準用し、支払う。

2 非常勤役員の会議等への出席の際の交通費の支払いは、原則として会議開催日の翌月の給与支給日に支払う。

3 学外評議員の会議等への出席の際の日当及び交通費の支払いは、原則として会議開催日の翌月の給与支給日に支払う。

4 報酬等は、当該役員及び評議員の同意を得た上で、その者が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

5 役員及び学外評議員に対する退任慰労金は、任期満了又は辞任等による退任後、又は教職員として退職後1月以内に支払う。

6 費用については、本法人の定める方法により支払う。

(公表)

第10条 本法人は、この規程を学院のホームページに公表する。

(所管部署)

第11条 この規程の事務は、法人企画室が所管する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則 1

1 本規程は、2007（平19）年11月10日から施行する。

附 則 2

この規程は、2012（平24）年3月28日から施行する。

附 則 3

この規程は、2017（平29）年4月1日から施行する。ただし、現役員の俸給及び退職慰労金については、現任期中は従前の例による。

2 この規程の制定により、院長、学校長退職手当支給内規は廃止する。

附 則 4

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

この規程の改正前に現に役員である者については、改正後の規定を適用するものとする。

附 則 5

- 1 この規程は、2020（令和2）年11月27日から施行する。
- 2 この規程の改正前に現に役員である者については、改正後の規定を適用するものとする。

附 則 6

この規則は、2021（令和3）年6月10日から施行し、2021（令和3）年4月1日から適用する。

附 則 7

- 1 この規程は、2025（令和7）年定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この規程の改正前に現に役員及び評議員である者については、2025（令和7）年定時評議員会の終結の時までは従前の例を適用し、2025（令和7）年定時評議員会の終結の時からは、改正後の規定を適用する。なお、在任期間については、寄附行為細則附則22を適用する。

〔別表1〕

役員・評議員		常勤役員・学内評議員	非常勤役員・学外評議員
理事長	基本報酬（月額）	本俸：理事長職給〔別表2—1〕 職務手当〔別表3〕 諸手当〔給与規則に準ず〕	勤務形態に応じて算定
	退任慰労金	退任の日の本俸×（180／100）／年	250,000円／年
院長	基本報酬（月額）	本俸：院長職給〔別表2—1〕 職務手当〔別表3〕 諸手当〔給与規則に準ず〕	—
	退任慰労金	退任の日の本俸×（180／100）／年	—
事務局長	基本報酬（月額）	本俸：事務局長職給〔別表2—2〕 職務手当〔別表3〕 諸手当〔給与規則に準ず〕	—
	退任慰労金	退任の日の本俸×（180／100）／年	—

常勤の役員	基本報酬（月額）	本俸：常勤の役員給〔別表2—2〕出勤日数等勤務形態による諸手当〔給与規則に準ず〕	—
	退任慰労金	退任の日の本俸×（180／100）／年	—
教職員理事（学 校長を除く）	基本報酬他	—	会議出席：10,000円／日
	退任慰労金	—	—
非常勤の理事	基本報酬他	—	20,000円／月 その他の法人業務：10,000円／日
	退任慰労金	—	150,000円／年
非常勤の監事	基本報酬他	—	20,000円／月 業務監査：30,000円／日 その他の法人業務：10,000円／日
	退任慰労金	—	150,000円／年
評議員	日当	評議員会出席：10,000円／日	評議員会出席：20,000円／日
	議長手当	10,000円／評議員会開催1回 （事前の打合せ等を含む）	10,000円／評議員会開催1回 （事前の打合せ等を含む）
	退任慰労金	—	1期：50,000円／1期 1期未満：10,000円／年

別表2—1〔役員職給〕

号俸	理事長・院長	
	本俸	差額
1	534,400	
2	546,100	11,700
3	557,900	11,800
4	568,500	10,600
5	579,100	10,600
6	589,700	10,600

7	600,300	10,600
8	608,100	7,800
9	615,800	7,700
10	623,600	7,800
11	631,400	7,800
12	639,200	7,800
13	647,500	7,800
14	655,300	7,800
15	663,100	7,800
16	670,900	7,800
17	678,700	7,800

別表 2—2 [役員職給]

号俸	事務局長	
	本俸	差額
1	517,600	
2	530,900	13,300
3	544,300	13,400
4	557,800	13,500
5	571,700	13,900
6	578,700	7,000
7	585,700	7,000
8	592,500	6,800
9	599,300	6,800
10	606,100	6,800
11	612,900	6,800
12	619,700	6,800
13	625,600	5,900
14	631,500	5,900
15	638,200	6,700

別表 3 [職務手当]

職名	手当の額
理事長、院長	120,000
事務局長	70,000